

(第52号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスの拡充、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行、東京都屋外広告物条例及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が一部改正されたことに伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 規定整備

- (1) 別表第1の1の項中「及び印鑑登録証明書」を「、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書及び納税証明書」に改め、同表7の項に「多機能端末機により申請があつた場合は、200円」、別表第2の2の項に「多機能端末機により申請があつた場合は、350円」を追記する。
- (2) 別表第1の15の項を削除する。
- (3) 別表第2の131の項に、「ウ プロジェクションマッピング 面積5平方メートルまでごとにつき3,220円(ただし、面積1,000平方メートルを超えるものにあつては、644,000円)」を追記する。
- (4) 別表第3の5の項に建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に関する手数料に係る規定を追記する。

2 施行日

- | | |
|--------|-----------|
| 上記1(1) | 令和3年1月18日 |
| 上記1(2) | 公布の日 |
| 上記1(3) | 令和2年7月1日 |
| 上記1(4) | 公布の日 |

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
事務件名	単位	事務手数料	備考	事務件名	単位	事務手数料	備考
1 住所又は居所に関する証明	1件	300円	本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請があつた場合は400円、多機能端末機(中野区の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書及び納税証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により申請があつた場合は200円)	1 住所又は居所に関する証明	1件	300円	本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請があつた場合は400円、多機能端末機(中野区の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し及び印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により申請があつた場合は200円)
～	～	～	～	～	～	～	～
7 区税その他諸収入金に関する証明	1件	300円	区税については、1税目ごとに1件とする。(多機能端末機により申請があつた場合は、200円)	7 区税その他諸収入金に関する証明	1件	300円	区税については、1税目ごとに1件とする。

14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	個人番号カード の再交付	1件	800円		

別表第2（第2条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)
2	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本、抄本又は記録事項証明書申請手数料 1通につき450円(多機能端末機により申請があった場合は、350円)	交付のとき
131	東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条、第16条若しくは第30条の規定に基づく屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置の許可又は同条例第27条の規定に基づく変更等の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料 ア・イ (略) ウ プロジェクションマッピング 面積5平方メートルまでごとに3,220円(ただし、面積1,000平方メートルを超えるものにあつては、644,000円) エ (略) オ (略)	許可申請のとき

14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	通知カードの再 交付	1件	500円		
16	個人番号カード の再交付	1件	800円		

別表第2（第2条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)
2	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本、抄本又は記録事項証明書申請手数料 1通につき450円	交付のとき
131	東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条、第16条若しくは第30条の規定に基づく屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置の許可又は同条例第27条の規定に基づく変更等の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料 ア・イ (略) ウ (略) エ (略)	許可申請のとき

		いう。)による場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	円
		モデル住宅法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
		仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円
イ	ア	住宅性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該部分の	116,000円

		う。)による場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	円
		仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円
イ	ア	住宅性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該部分の	116,000円

第2号イ(1)(i)若しくは(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	196,000 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	281,000 円
フロア入力法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	58,000 円

第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。)による場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	196,000 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	281,000 円

			て同じ。)に当該部分の よる場合	当該部分の 床面積の合 計が2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満のもの	104,000 円	
				当該部分の 床面積の合 計が5,000平 方メートル 以上のもの	157,000 円	
			仕様基準に よる場合	(略)	(略)	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	
				(略)	(略)	
		非住 宅部 分	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)				(略)

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。

			仕様基準に よる場合	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
		非住 宅部 分	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)				(略)

備考

2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料

の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

10 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

11 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

12 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

13 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

14 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の131の項の改正規定 令和2年7月1日

(2) 別表第1の1の項及び7の項の改正規定並びに別表第2の2の項の改正規定 令和3年1月18日

の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

6 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

7 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

8 （略）